

# 広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館 指定管理者候補者の選定要綱

## 1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地  
広島市文化創造センター、広島市中区民文化センター及び広島市国際青年会館  
広島市中区加古町4番17号
- (2) 設置目的
  - ア 文化創造センター  
本市における文化活動の振興及び交流を図り、もって本市の文化の創造に寄与することを目的とする。
  - イ 中区民文化センター  
市民に各種の地域活動と文化活動の場を提供し、もって地域連帯意識の高揚と地域文化の振興を図ることを目的とする。
  - ウ 国際青年会館  
青年の国際相互理解と国際友好親善を深めるとともに自主性を助長し、もってその資質の向上を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
  - ア 文化創造センター
    - (ア) 文化に関する公演の開催
    - (イ) 文化に関する研修会、講演会等の開催
    - (ウ) 文化等に関する情報の収集、処理及び提供
    - (エ) 文化活動のための創作、練習、発表等の場の提供
    - (オ) その他市長が必要と認める事業
  - イ 国際青年会館
    - (ア) 研修会、交流会等の開催
    - (イ) 研修、交流及び自主的活動の場の提供
    - (ウ) その他教育委員会が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者  
公益財団法人広島市文化財団

## 2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）  
公益財団法人広島市文化財団
- (2) 非公募とする理由  
本市の文化創造の核となる施設として、専門的知識や豊富な経験を有する職員等によって継続的・安定的な行政サービスを提供するとともに、本市の文化芸術施策の更なる推進を図る必要があることから、これまで多くの事業実績を積み重ね、事業企画・実施を通じて運営ノウハウを蓄積し、文化芸術団体や専門家等とのネットワークを構築してきた公益財団法人広島市文化財団を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間  
令和7年4月1日～令和12年3月31日
- (4) 管理の基準
  - ア 文化創造センター・中区民文化センター
    - (ア) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
    - (イ) 開館時間 午前9時から午後9時まで
  - イ 国際青年会館
    - (ア) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
    - (イ) 開館時間
      - a 宿泊施設 チェックイン 午後3時から  
チェックアウト 午前10時まで
      - b 研修施設 午前9時から午後9時まで
  - ウ 特記事項  
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
  - ア 文化創造センター及び国際青年会館の事業の実施に関すること。
  - イ 文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館の使用の許可に関すること（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）。
  - ウ 文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館への入館の制限に関すること。
  - エ 文化創造センター及び中区民文化センターの特別設備の設置の許可に関すること。
  - オ 文化創造センター、中区民文化センター及び国際青年会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
  - カ その他市長及び教育委員会が定める業務
  - キ 特記事項

- (7) 利用料金制を導入済み。
- (イ) 申請者から本市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
- (ウ) 避難場所として使用される場合は、本市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。

(6) 配置人員

ア 管理事務室

- (7) 8人を標準とする。
- (イ) 専門職員の配置  
ホール管理担当者（電気、機械、音響、舞台設備等の技術課程を修了した者又はホール等機械操作の実務経験3年以上を有する者）1人を標準とする。
- (ウ) 防火管理者等の配置
  - a 管理監督的な地位にある者で、防火管理者及び防災管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火・防災管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者等とすることができる。
  - b 自衛消防組織の設置に当たって、配置人員のうち、統括管理者の資格を有する者1人を必置とする。

イ 総合フロント

午前8時30分から午後5時までは3人、午後5時から翌日午前8時30分までは2人を標準とする。

ウ 情報交流ラウンジ

1人を標準とする。

エ 大ホール、中ホール、多目的スタジオ等

施設利用のある場合に限り、上記ア(イ)の者とは別に、ホール管理担当者5人を標準とする。

(7) 指定管理料の上限額（5年間分）

1億3,530万7千円

なお、指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

ア 指定管理料は、原則、前金払とする。

なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。

イ 支払は、原則、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (7) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評価項目	適・否
<p><b>【市民の平等利用を確保することができること。】</b> 〔評価のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。</li> <li>② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</li> </ul>	
<p><b>【施設効用が最大限に発揮されること。】</b> 〔評価のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の内容は、本市の文化の創造及び青年の国際相互理解・国際友好親善に寄与するものになっているか。</li> <li>② 施設の利用促進に係る基準値が達成されるものになっているか。</li> <li>③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。</li> <li>④ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。</li> </ul>	
<p><b>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】</b> 〔評価のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 団体の経営は安定しているか。</li> <li>② 本市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。</li> <li>③ 個人情報等の管理体制は適正か。</li> <li>④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。</li> <li>⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</li> </ul>	
<p><b>【管理経費の縮減】</b> 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【障害者雇用率の達成】	達成・未達成
① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合	該当・非該当
【環境問題への配慮】	有・無
ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション2.1の取得	有・無
【男女共同参画・子育て支援の推進】	策定済・未策定
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【地域貢献度】	該当・非該当
① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当